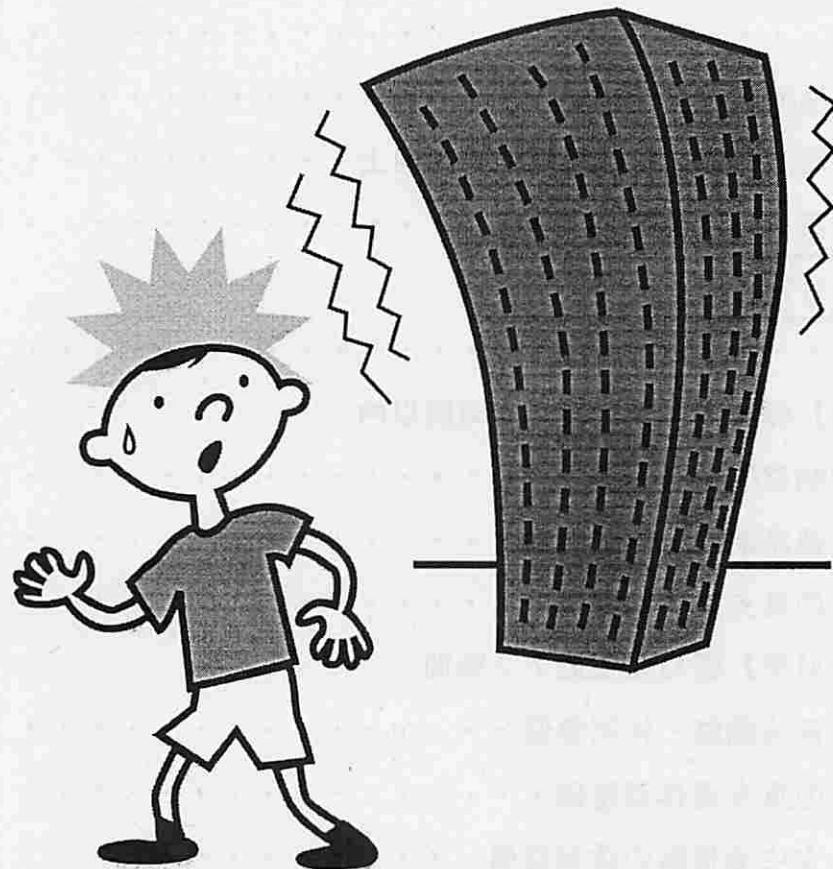


健康危機管理時における
栄養・食生活支援体制づくりのための

マニュアル



愛知県健康福祉部

目 次

はじめに	1
------	---

平常時における取り組み	2
-------------	---

保健所の役割	3
--------	---

1 状況把握と地域連携体制の整備	3
2 マニュアル等の作成・整備等	3
3 教育研修・普及啓発	4
4 市町村に対する支援	5
5 特定給食施設等との連携体制整備	6

健康対策課の役割	7
----------	---

1 栄養・食生活支援協定の締結	7
2 関係団体、職員対象の危機管理能力の向上	7
3 危機管理対策の普及啓発	7

災害時における取り組み	8
-------------	---

保健所の役割	9
--------	---

フェーズ0【初動】概ね災害発生後24時間以内

1 保健所内体制整備	9
2 情報収集・連絡調整・体制整備	9
3 被災者等への食支援体制整備	9

フェーズ1【緊急対策】概ね発生後72時間

1 情報収集・連絡調整・体制整備	9
2 被災者等への食支援体制整備	10
3 巡回栄養・食生活相談の体制整備	10

フェーズ2【応急対策】概ね災害発生後4日目から1か月まで

1 情報収集・連絡調整・体制整備	10
2 被災者等への食支援体制整備	10
3 巡回栄養・食生活相談の体制整備	11

4 栄養指導班の支援体制整備	11
5 仮設住宅移行に伴う自立食生活支援	11
6 栄養・食生活支援関係者情報交換会の開催	11
健康対策課の役割	12
フェーズ0【初動】概ね災害発生後24時間以内	
1 状況把握及び情報提供	12
2 被災者等への食支援の体制整備・調整	12
3 災害対策本部内連携	12
フェーズ1【緊急対策】概ね発生後72時間	
1 状況把握及び情報提供	12
2 特殊栄養食品・栄養補助食品等の入手手配	13
3 被災者等への食支援の体制整備	13
4 被災地食支援計画の検討	13
5 災害対策本部内連携	13
フェーズ2【応急対策】概ね災害発生後4日目から1か月まで	
1 状況把握及び情報提供	13
2 特殊栄養食品・栄養補助食品等の入手手配	13
3 被災者等への食支援体制整備	13
4 食支援関係団体連絡調整会議の開催	14
5 被災者等食支援の施策化・予算化	14
復興時における取り組み	15
保健所の役割	16
フェーズ3【復旧・復興】概ね1か月以降	
1 地域の復旧状況及び被災住民の健康・食生活状況の把握	16
2 長期健康・食支援活動の実施	16
3 災害対策マニュアル及び体制の評価・改善	16
4 情報の共有化	17
5 市町村に対する支援	17
6 給食施設に対する支援	17

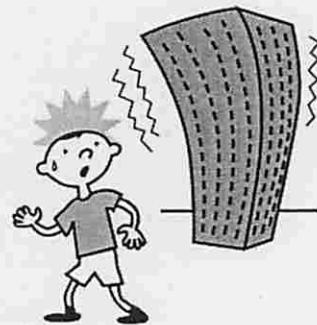
健康対策課の役割	18
フェーズ3【復旧・復興】概ね1か月以降	
1 地域の復旧状況及び被災住民の健康・食生活状況の把握	18
2 災害対策マニュアル及び体制の評価・改善	18
3 情報の共有化	18
<hr/> <u>参考</u>	19
参考文献	51

はじめに

本マニュアルは、健康福祉部における健康危機管理手引書（平成21年7月版）36ページの「3 健康危機による被害発生後の健康危機管理対策」の「(1)食品及び飲料水の安全確保」、「(2)災害時要援護者対策」、「(3)巡回健康相談・健康診断の実施、保健衛生相談窓口の設置」に基づき作成する。

災害の発生を防ぐためには、災害の種類や規模、地域の特徴などを考慮した、適切な取り組みが求められます。この章では、地震、津波、台風、火災などの主要な災害に対する具体的な取り組み方針について、各分野別に解説します。

平常時における取り組み



保健所の役割

災害時の対応は、各市町村が第一線であるが被災市町村単独では対応が困難なことから、保健所は市町村と連携して被災住民への支援を行うことが役割となる。

迅速かつ効果的な栄養・食生活活動を展開するためには被災市町村の被災状況を速やかに把握し、必要性を判断し、管外からも栄養指導員等派遣等の要請をするとともに、本庁を始め関係機関等へ情報を発信することが必要であり、平常時に体制整備を行うことが重要である。

1 状況把握と地域連携体制の整備

「県防災計画」、「健康福祉部における健康危機管理手引書」等における保健衛生対策及び栄養指導対策、保健活動の整備状況等を確認するとともに、関係機関等（民間企業含む。）における備蓄状況等の食糧供給体制についても把握し、必要な情報は市町村と共有する。

(1) 保健所内の協力体制整備

所内（課内）で災害時の対応マニュアルに沿った活動ができるよう、必要事項の周知、各種帳簿類を整理しておく。定期的なマニュアルの見直しも必要である。

(2) 市町村及び関係機関等との連携体制整備

地域特性や地域コミュニティー等の状況、給食施設の状況、栄養・食生活支援が期待できる企業の有無、地理的条件並びに市町村管理栄養士・栄養士との連携は重要である。

また、災害時に必要な人的、物的要請を、必要な部署に伝えることができるよう、平常時から連携体制を整備することが大切である（関係機関、給食施設、栄養・食生活支援が期待できる企業等）。

2 マニュアル等の作成・整備等

(1) 保健所「健康危機管理マニュアル」の内容の確認及び周知、各種関係帳簿類等の整理（見直しも含む。）

(2) 食に配慮が必要な人の把握

難病患者、小児慢性疾患患者等小児在宅療養者、身体・知的・精神障害者、高齢者（嚥下困難者）、乳幼児、慢性疾患者、食物アレルギー疾患者等を所内（課内）または、市町村と連携を図りながら把握する。
また、医療機関、福祉施設等給食施設の被災者の受け入れ状況についても把握する。

(3) 栄養指導班体制の整備

ア 栄養指導班設置要領の作成

イ 市町村及び関係機関との連携

管内在住・在勤の派遣可能栄養士・管理栄養士名簿を作成

ウ 栄養指導員等派遣について健康対策課と調整

- ・ 栄養指導員等派遣要請書の作成
- ・ 派遣栄養指導員等活動報告書の作成
- ・ 栄養指導記録票の作成
- ・ 栄養指導実施報告書の作成
- ・ 特殊栄養食品・栄養補助食品等要請書の作成

3 教育研修・普及啓発

(1) 管内の栄養士・管理栄養士資質の向上

市町村、給食施設、地域活動の栄養士・管理栄養士を対象に役割分担と連携について、災害時に備えた研修会を開催する。

また、栄養指導班設置要領等の周知を図る。

(2) 関係機関及び関係団体への啓発

給食施設、関係団体、栄養・食生活支援が期待できる企業などと連携体制が継続できるよう検討会等を実施する。

(3) 県民への普及啓発

広報、ホームページ、リーフレット、自主防災会への働きかけにより備蓄食品や非常持ち出し食品等の備えへの周知徹底を図る。

4 市町村に対する支援

(1) 体制整備

- ア 「市町村防災計画」の整備状況の把握（避難所の確認、備蓄品または、食料協定状況等）
- イ 保健衛生主管課と保健活動マニュアルに沿った活動ができるよう連携体制を整備
- ウ 防災担当課及び関連課との連携体制の整備
- エ 自主防災会との連携体制の整備
- オ 炊き出しボランティア等関係団体との連携体制の整備

(2) マニュアル等の整備

- ア 防災計画における食料供給体制の整備
 - 災害時用食料備蓄方法、備蓄場所、種類、備蓄量、輸送体制等を関係部局と検討し、一覧表にする。
- イ 要援護者の把握
 - 身体・知的・精神障害者、高齢者（嚥下困難者）、乳幼児、慢性疾患者、食物アレルギー疾患者等のリストを作成する。
- ウ 栄養・食生活巡回相談体制の整備
- エ 炊き出しボランティア等関係団体との協力体制の整備
 - 食事の提供（炊き出し）は、ボランティア等関係団体の協力を得て市町村が実施する。

炊き出しに関する諸事項の確認

- ・ 炊き出しの主体
 - 種類、活動内容、協力できる規模等
- ・ 炊き出し場所（施設）
- ・ 炊き出し用の献立の準備
 - 備蓄食品を活用した具体的な献立例の検討・作成
- ・ 材料の調達方法等のリストアップ等
 - 調達方法、調理方法、衛生管理等

(3) 情報伝達体制の整備

関係機関等も含めた緊急連絡網を整備し、常に活用できるようにする。

(4) 県民への普及啓発

広報、ホームページ、リーフレット、自主防災会への働きかけにより備蓄食品や非常持ち出し食品等の備えへの周知徹底を図る。併せて要援護者のいる家庭に対しても同様の啓発を行う。

(5) 自衛隊との連携

ア 隊区担当部隊の把握（支援能力等）

イ 活動内容の具体化（実践的な防災訓練）

- ・ 炊き出し訓練の実施（計画の実効性確認、支援能力の向上）
- ・ 連携の確認（関係団体担当者との意思疎通）
- ・ 県民への自衛隊における食に関する救援活動の周知

5 特定給食施設等との連携体制整備

(1) 巡回指導時の確認事項

ア 事故時、災害時の対策システムの確立

　マニュアルの整備、連絡網の整備及び従業員への周知

イ 非常用食料等の備蓄並びに保管場所

ウ 非常時用の献立

エ 健康危機管理マニュアルの整備

(2) 相互支援体制の確立

ア 特定給食施設協議会の組織化

イ 特定給食施設事業実施状況報告書を活用した非常時相互支援体制への支援

(3) 被災者への支援体制の確立

特定給食施設事業実施報告書を活用し、食に配慮が必要な人の受け入れ等
支援可能施設の把握（医療機関、福祉施設等給食施設）

健康対策課の役割

災害対策本部をはじめ関係機関、関係団体等との連携体制の整備と栄養・食生活支援ネットワークの構築が重要である。

さらに、保健所や市町村・県民を対象とした研修や普及啓発により絶えず危機管理を意識するよう注意を喚起していく。

1 栄養・食生活支援協定の締結

- (1) 栄養・食生活支援対策会議（ネットワーク）の設置
- (2) 食料物資支援協定

特殊栄養食品・栄養補助食品等の物資支援可能団体をリストアップする。

2 関係団体、職員対象の危機管理能力の向上

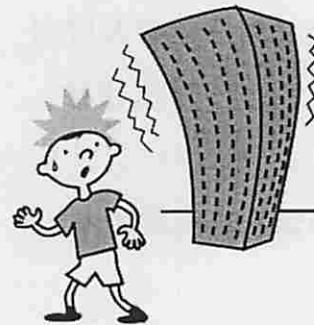
- (1) 関係団体に対する情報提供
- (2) 保健所、市町村職員の教育研修

3 危機管理対策の普及啓発

- (1) 市町村に対する普及啓発
- (2) 県民に対する普及啓発

広報、ホームページ、リーフレットなどにより、備蓄食品や非常持ち出し食品等の備えを喚起する。

災害時における取り組み



保健所の役割

災害対応の主体は市町村であるが、被災市町村単独では対応が困難なことから、保健所は被災市町村の状況を把握し市町村と連携して迅速かつ効果的な栄養・食生活支援活動及び市町村等で取り組むべき対策を講じる。

フェーズ0【初動】概ね災害発生後24時間以内

1 保健所内体制整備

災害時には、速やかに出勤し、所内の状況を把握する。

2 情報収集・連絡調整・体制整備

地域の被害状況を把握する。

(1) 市町村ごとの被災者数

(2) 要援護者の被災状況(難病等自宅療養者等)

(3) ライフライン(電気・ガス・水道・道路など)の損壊状況

(4) 被災者の食支援状況の把握

3 被災者等への食支援体制整備

(1) 関係団体への人材派遣要請

市町村の被災状況から食支援に関する人材を、関係団体に要請を行う。

(2) 栄養指導員等派遣の要請

健康対策課へ栄養指導員等の派遣要請を行う（要請に際しては、日数・業務内容・人数等を明確にしておく）。

(3) 食に配慮が必要な人の受け入れ等支援可能施設の受け入れ要請

食に配慮が必要な人の受け入れ等支援可能施設へ受け入れ要請を行う。

フェーズ1【緊急対策】概ね災害発生後72時間

1 情報収集・連絡調整・体制整備

地域の被害状況を把握し、県・関係機関・所内情報の共有を図る。

(1) 市町村ごとの被災者数の把握

(2) ライフラインの損壊・復旧状況

(3) 避難所の食支援状況

(4) 要援護者への食支援状況

2 被災者等への食支援体制整備

(1) 特殊栄養食品・栄養補助食品等の入手手配

被災地で入手困難な場合は健康対策課へ要請する。

(2) ボランティア等の人材派遣要請

市町村からボランティア派遣の要請がある場合は、関係団体の調整を行う。

(3) 栄養指導員等派遣の要請

必要に応じて、健康対策課へ栄養指導員等の派遣要請を行う（要請に際しては、日数・業務内容・人数等を明確にしておく）。

(4) 食に配慮が必要な人の受け入れ等支援可能施設の受け入れ要請

必要に応じて、食に配慮が必要な人の受け入れ等支援可能施設へ受け入れ要請を行う。

3 巡回栄養・食生活相談の体制整備

栄養指導班による巡回栄養・食生活相談の実施を検討する。

フェーズ2【応急対策】概ね災害発生後4日目から1か月まで

1 情報収集・連絡調整・体制整備

(1) 地域の被害状況の把握

ライフラインの損壊・復旧状況

(2) 避難所の食支援状況

提供内容の確認を行い、適正な内容に努めさせるよう指導する。

2 被災者等への食支援体制整備

(1) 特殊栄養食品・栄養補助食品等の入手手配

被災地で入手困難な場合は健康対策課へ要請する。（長期化する被災地の状況に応じた食品の入手を行う）

(2) ボランティア等の人材派遣要請

市町村からボランティア派遣の要請がある場合は、関係団体の調整を行う。

(3) 栄養指導員等派遣の要請

必要に応じて、健康対策課へ栄養指導員等の派遣要請を行う（要請に際しては、日数・業務内容・人数等を明確にしておく）。

(4) 食に配慮が必要な人の受け入れ等支援可能施設の受け入れ要請

必要に応じて、食に配慮が必要な人の受け入れ等支援可能施設へ受け入れ要請を行う。

3 巡回栄養・食生活相談の体制整備

避難所等で栄養・食生活相談が必要な場合に栄養指導班による巡回栄養・食生活相談を行う。

4 栄養指導班の支援体制整備

医療チームの健康相談、保健師の健康調査等において必要に応じ、栄養・食生活指導の支援を行う。

5 仮設住宅移行に伴う自立食生活支援

避難所から仮設住宅移行に向け、配食から自立調理への食生活支援を行う。

6 栄養・食生活支援関係者情報交換会の開催

関係機関及び関係団体を対象に情報交換会を開催する。

健康対策課の役割

被災地域全体の被害状況や食支援活動に関する情報を収集し、関係機関等に提供し共有化を図り、被災地支援に必要な支援体制を整える。

保健所からの支援要請に迅速に対応する。

フェーズ0【初動】概ね災害発生後24時間以内

1 状況把握及び情報提供

保健所を通じて、被災地の下記の状況及び現状での対応を把握する。

- ・ 保健所栄養指導員出勤等状況
- ・ 被災者数
- ・ 関係団体の被災状況
- ・ 要援護者の被害状況

2 被災者等への食支援の体制整備・調整

1の状況に基づき、食支援の必要性及び実施内容について検討し、必要な調整を行う。

(1) 行政機関への栄養指導員等派遣の要請

県内被災地外県保健所、政令市、市町村、国等へ派遣準備を要請する等調整する。

(2) 市町村の被災対策への支援

関係団体等に派遣準備を要請する等調整する。

3 災害対策本部内連携

災害対策本部と役割の確認、情報の共有化等を図る。

フェーズ1【緊急対策】概ね災害発生後72時間

1 状況把握及び情報提供

保健所を通じて、被災地の下記の状況及び現状での対応を把握する。

- ・ 保健所栄養指導員出勤等状況
- ・ 被災者数
- ・ 関係団体の被災状況

- ・要援護者の被害状況及び対応状況
- ・避難所の状況

2 特殊栄養食品・栄養補助食品等の入手手配

病者用等の必要な食品として特殊栄養食品・栄養補助食品等の要請があれば、食品入手の手配を行う。

3 被災者等への食支援の体制整備

被災地の食事状況改善のために必要な体制を下記により整備する。

(1) 栄養指導員等派遣支援

保健所からの要請に対応して、栄養指導員等の派遣調整を行う。

(2) 関係団体等への支援要請

保健所を通じて、ボランティア派遣の要請があれば、関係団体等へ支援を要請し、保健所との調整を行う。

4 被災地食支援計画の検討

栄養指導班による巡回栄養相談等の実施の可否、体制等について検討する。

5 災害対策本部内連携

災害対策本部と状況認識の共有化等を図る。

フェーズ2【応急対策】概ね災害発生後4日目から1か月まで

1 状況把握及び情報提供

保健所を通じて、被災地の下記の状況及び現状での対応を把握する。

- ・被災者数
- ・関係団体の被災状況及び支援状況
- ・要援護者の被害状況
- ・避難所の状況

2 特殊栄養食品・栄養補助食品等の入手手配

病者用等の必要な食品として特殊栄養食品・栄養補助食品等の要請があれば、食品入手の手配を行う。

3 被災者等への食支援体制整備

被災状況から食支援の期間、内容等を判断し、緊急対策を修正しつつ当面の

対策を実施する。

- (1) 栄養指導員等派遣支援
- (2) 関係団体等の支援調整

4 食支援関係団体連絡調整会議の開催

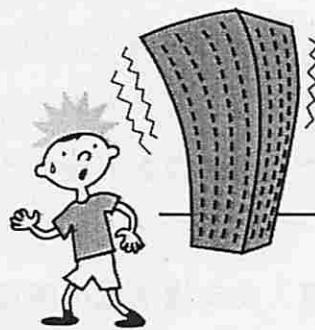
食支援の長期化が予想される場合、関係団体等との連絡調整会議を開催し、共通認識を形成し、役割に応じた支援を要請する。

5 被災者等食支援の施策化・予算化

食支援対策の長期化の必要性がある場合には、食支援対策を施策化するとともに、実施のための財源を確保する。

- (1) 要援護者への巡回栄養相談等の実施
乳幼児、高齢者、病弱者等優先する対象者への栄養相談等を行う。
- (2) 避難所への巡回栄養相談の実施
避難所入所者の栄養管理指導、避難所の食事提供環境の改善指導等を行う。
- (3) 被災者の食事・栄養状態の把握
簡易栄養調査等により、適切な食支援施策を計画、実施する。

復興時における取り組み



保健所の役割

復興に向けての取り組みも市町村が主体的に行うが、避難生活の長期化により新たな栄養・食生活支援活動の問題等も発生してくることから、被災周辺市町村等関係機関と連携して速やかに復興状況を把握し、支援を行うことが必要となる。

また、関係機関への情報提供・提言及び地域での評価を踏まえたマニュアルの見直しへの支援を行うことが重要な役割となる。

フェーズ3【復旧・復興】概ね1か月以降

1 地域の復旧状況及び被災住民の健康・食生活状況の把握

市町村及び関係機関と連携し、被災住民の状況等について把握する。

(1) 食生活環境の把握

- ・ 仮設住宅への入居世帯数
- ・ ライフラインの復旧状況
- ・ 調理設備の整備状況及び食料需給状況等
- ・ 地域の食料供給源の状況

(2) 被災住民（災害弱者を含む）の身体状況及び栄養状況等の把握

(3) 訪問栄養指導・食生活相談等

栄養管理が必要な人のリストを基に課内で連携し食生活面からの訪問栄養指導や食生活相談を実施する。

2 長期健康・食支援活動の実施

健康福祉部における健康危機管理手引書に基づき、被災地域住民の健康・食生活状況等を踏まえた対応を、市町村及び関係機関との連携により実施する。

3 災害対策マニュアル及び体制の評価・改善

保健所「健康危機管理マニュアル」の中で食支援について、円滑に遂行することができたか、マニュアルに基づき各担当、機関が十分に機能できたか等について検証・評価・改善を図る。

4 情報の共有化

- (1) 情報交換会の開催
- (2) 関係機関との会議、研修会の開催

5 市町村に対する支援

被災市町村の復旧状況及び被災住民の健康・食生活状況を把握し、広域的に必要な支援を調整する。

6 給食施設に対する支援

- (1) 災害時活動実態調査の実施

災害時の対応及び相互支援状況について調査を行い、実態を把握する。

- (2) 災害時マニュアル・体制等の見直し支援

実態調査の結果を踏まえ、給食施設における災害時マニュアル及び相互支援体制の見直しを支援する。

- (3) 情報の共有化

- ア 情報交換会の開催

給食施設等関係機関を対象とした情報交換会を開催して、情報の共有化を図る。

- ・ 被災時の施設の対応状況
 - ・ 備蓄食品の内容と確保量
 - ・ 地域住民に対する救済
 - ・ 相互支援体制が確立されている場合はその稼働状況
 - ・ 相互支援体制の構築促進

- イ 関係機関との会議、研修会の開催

定期的に会議、研修会を開催して、情報の共有化を図るとともに、災害時の対応に対する意識の啓発を行う。

健康対策課の役割

情報収集はもちろん、関係機関等との連絡調整を図りながら、復興現況を速やかに把握し、二次的対応のための調整等が重要である。

フェーズ3【復旧・復興】概ね1か月以降

1 地域の復旧状況及び被災住民の健康・食生活状況の把握

- (1) 食生活環境の把握
- (2) 被災住民の身体及び栄養状況等の把握

把握した情報をまとめ、保健所や市町村等関係機関へ情報提供するとともに支援調整を行う。

2 災害対策マニュアル及び体制の評価・改善

食支援体制について検証・評価・改善を図る。また、関係機関等におけるマニュアル等の見直しを支援する。

3 情報の共有化

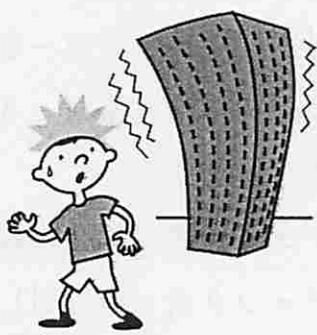
(1) 情報交換会の開催

広域的な情報交換会を開催し、食生活支援体制の充実にむけた体制を整備する。また、県民への啓発等についての改善を行う。

(2) 関係機関との会議、研修会の開催

関係機関等との会議、研修会等を定期的に開催して、情報の共有化を図るとともに、継続的な啓発を行う。

参考



参考

- 1 本県における栄養・食生活支援対策関連項目
- 2 給食施設における災害時食支援体制に係るアンケート
- 3 給食施設における備蓄食糧確保等状況に係るアンケート
- 4 災害時栄養・食支援体制に係るアンケート
- 5 栄養指導班設置要領（案）
- 6 被災地域状況確認票
- 7 栄養指導員等派遣要請書
- 8 派遣栄養指導員等報告書
- 9 栄養指導記録票
- 10 栄養指導実施報告書
- 11 特殊食品、栄養補助食品等要請書
- 12 食生活状況調査記録票
- 13 食生活状況調査実施報告書
- 14 給食施設応援要請連絡票－1
- 15 給食施設応援要請連絡票－2
- 16 給食施設応援要請連絡票－3
- 17 食生活状況調査票
- 18 セルフチェック表（給食施設）
- 19 セルフチェック表（市町村）
- 20 災害時提供献立例

本県における栄養・食生活支援対策関連項目

愛知県 地域防災計画 (H.21.6.修正)	愛知県 庁業務継続計画	健康福祉部における 健康危機管理手引き書	健康福祉部災害対策実施要領		
地震災害対策計画	風水害等災害対策計画		本庁	地方機関	
<p>第1編 総則 第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第1節 実施責任</p> <p>1 県 県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。</p> <p>◆ 附属資料第15-14「指定行政機関等を指定する告示」</p> <p>第2編 災害予防 第1章 防災協働社会の形成推進 第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</p> <p>4 自主防災組織における措置</p> <p>(3) 災害発生時の活動</p> <p>力 炊出しや救助物資の配分に対する協力 なお、自主防災組織が結成されていない地域については、町内会、自治会組織等が上記に準じた活動を行うよう努めるものとする。</p> <p>第7章 避難者・災害時要援護者対策 第6節 災害時要援護者の安全対策</p> <p>県（健康福祉部、地域振興部）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(1) 社会福祉施設等における対策</p> <p>ア 組織体制の整備 施設等管理者は、地震災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。また、市町村との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。</p> <p>オ 防災備品等の整備 施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。</p> <p>(2) 在宅者対策</p> <p>ア 災害時要援護者等の状況把握 市町村は、あらかじめ自主防災組織、地域の福祉関係者などと連携して、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に務めるものとする。</p> <p>ウ 応援協力体制の整備 市町村は、被災時の災害時要援護者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。</p>	<p>第1編 総則 第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第1節 実施責任</p> <p>1 県 県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。</p> <p>◆ 附属資料第15-14「指定行政機関等を指定する告示」</p> <p>第2編 災害予防 第1章 防災協働社会の形成促進 第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</p> <p>4 自主防災組織における措置</p> <p>(2) 災害発生時の活動</p> <p>力 炊出しや救助物資の配分に対する協力 なお、自主防災組織が結成されていない地域については、町内会、自治会組織等が上記に準じた活動を行うよう努めるものとする。</p> <p>第9章 避難者・災害時要援護者対策 第6節 災害時要援護者の安全対策</p> <p>県（健康福祉部、地域振興部）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(1) 社会福祉施設等における対策</p> <p>ア 組織体制の整備 施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。また、市町村との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。</p> <p>エ 防災備品等の整備 施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。</p> <p>(2) 在宅者対策</p> <p>ア 災害時要援護者等の状況把握 市町村は、あらかじめ自主防災組織、地域の福祉関係者などと連携して、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に務めるものとする。</p> <p>ウ 応援協力体制の整備 市町村は、被災時の災害時要援護者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。</p>	<p>被災から24時間まで 想定される事象 避難所での食料等の要望 重点的に取り組む事項 (救援) 食料の供給（24時間以内に緊急食料の支援体制を確立する。）</p> <p>2日目～3日目 想定される事象 避難生活者から様々なニーズが増加</p> <p>第3章 大項目 ②県民の健康福祉の維持 (1) 活動目標 中項目 発災後の目標 健康支援 6時間以内に保健師の活動支援・調整を行う。 24時間以内に不足保健師の応援体制を確立する。</p> <p>福祉対策 3日間以内に被災した要介護高齢者、障害者等の施設利用調整を図る。</p> <p>(2) 活動体制 実施機関 【本庁】 健康福祉部 病院事業庁 【地方機関】 保健所 福祉相談センター 児童相談センター 愛知学園 心身障害者コロニー 精神保健福祉センター 衛生研究所 動物保護管理センター がんセンター中央病院 がんセンター愛知病院 循環器呼吸器病院センター 城山病院 あいち小児保健医療総合センター 健：保健師の要請・確保</p>	<p>第2章 各論 3 健康危機による被害発生後の健康危機管理対策 健康危機による被害の発生後に、県民が混乱している社会生活を健康危機発生前の状況に復旧させるための業務を行う。</p> <p>(1) 食品及び飲料水の安全確認 食品及び飲料水は住民生活に必要不可欠のものであるため、これらの安全性の確認について迅速かつ適切に対応する。 また、食品及び飲料水が安全に供給できない場合は、関係機関に協力依頼して供給方策の確保に努める。</p> <p>(2) 災害時要援護者対策 健康福祉部は、所管する地方機関に対して、難病患者、精神障害者、人工呼吸器装着者及び在宅透析者のように在宅医療を受けている患者の避難動向、健康状況及び医療の継続状況の把握、必要な医療の確保等について、市町村、地区医師会、医療機関等と連携を図るよう指導する。さらに、ハイリスク妊娠や低体重児等の避難動向の把握、特殊医療の確保についても市町村の活動を支援する。 また、地方機関を通じて、市町村が担当する高齢者、障害者、乳幼児等に対する必要な情報の提供、必要な物資（車椅子、オムツ、杖、老眼鏡、粉ミルク、ほ乳びん等）の供給を支援する。</p> <p>(3) 巡回健康相談・健康診断の実施、保健衛生相談窓口の設置 健康福祉部は、健康危機等により県民の避難が実施された場合、住居等の生活環境が被害を受けた場合又は健康被害が広範囲に発生した場合には、県民の不安又は体調の変化を早期に発見するために市町村と協力して、医師や保健師による巡回健康相談、健康診断を実施する。</p> <p>避難所においては、保健所に対し、正確でわかりやすい情報を提示させるとともに、集団生活での感染症や食中毒等の発生に注意し防疫対策を講じるよう指示する。</p> <p>また、県民の健康管理や生活衛生に係る不安・心配に対応するため健康福祉部において、薬剤師、獣医師、保健師等専門職員による相談窓口を設け、県民からの電話相談に応じる。</p>	<p>食生活支援・栄養相談に 関すること。 ・栄養指導員による炊き 出し実施施設等への 栄養指導に関するこ と。 ・給食施設等の被害状況 の情報収集に関する こと。 ・被災者の健康状態（栄 養状況）の情報収集に 関すること。 ・栄養に配慮された食品 の供給支援に関する こと。</p>	<p>食生活支援・栄養相談に 関すること。 ・栄養指導員による炊き 出し実施施設等への 栄養指導に関するこ と。 ・給食施設等の被害状況 の情報収集に関する こと。 ・被災者の健康状態（栄 養状況）の情報収集に 関すること。 ・栄養に配慮された食品 の供給支援に関する こと。</p>

整備するものとする。

(2) 広域調整・市町村支援

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、厚生労働省始め関係機関、関係団体への要請を行うとともに、広域調整等により市町村を支援するものとする。

(3) 多言語による情報発信

県国際交流協会と連携し、外国人支援のための相談対応、多言語による情報発信等を行うとともに、必要に応じて市町村等に対して語学ボランティアを派遣するものとする。

第1章 水・食品・生活必需品等の供給

第2節 食品の供給

1 市町村における措置

(1) 市町村は、自ら炊出し、その他による食品の給与を実施するものとする。

(2) 給与の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。

2 県(防災局、農林水産部、産業労働部)における措置

(1) 県は、被害状況の把握とともに、必要食料品の確保に努め、市町村等の要請に応じて迅速に米穀等主食の応急供給、副食品の調達あっせんの措置を講じる。

(2) 市町村の実施する炊出し、その他による食品の給与について、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。

◆ 附属資料第8-2「協定による応急生活物資供給」

◆ 附属資料第8-3「主食・副食・調味料の調達斡旋」

◆ 附属資料第15-60「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(県対県生活協同組合連合会)」

◆ 附属資料第15-61「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(県対県パン協同組合・敷島製パン株・フジパン株・山崎製パン株名古屋工場)」

◆ 附属資料第15「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(県対コンビニ8社)」

3 主食等の備蓄

(1) 乾パン、米飯缶詰、フリーズドライを始めとして、食料備蓄が進められつつあるが、今後も実情に即しつつ、一層拡充強化に努める必要がある。

(2) 広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において3日分程度の食料を備蓄しておくとともに、市町村等においても食料を備蓄しておくことが必要である。

◆ 附属資料第8-1「必需物資の備蓄」

4 炊き出しその他のによる食品の給与

市町村は、概ね次のとおり食品を供給する。

(1) 热源の使用不可能時には、調理が不要な食品(及び飲料水)を供給する。

ア 第1段階 乾パン、ビスケットなど

イ 第2段階 パン、おにぎり、弁当など

(2) 热源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、包装米飯等の食品を供給する。

(3) 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。

(4) 緊故者先等へ避難する被災者も炊き出し等の対象となる。なお、この場合現物をもって支給する。

なお、この場合現物をもって支給する。

(2) 給与の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。

2 県(防災局、農林水産部、産業労働部)における措置

(1) 県は、被害状況の把握とともに、必要食料品の確保に努め、市町村等の要請に応じて迅速に米穀等主食の応急供給、副食品の調達あっせんの措置を講じる。

(2) 市町村の実施する炊出し、その他による食品の給与について、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。

◆ 附属資料第8-2「協定による応急生活物資供給」

◆ 附属資料第8-3「主食・副食・調味料の調達斡旋」

◆ 附属資料第15-60「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(県対県生活協同組合連合会)」

◆ 附属資料第15-61「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(県対県パン協同組合・敷島製パン株・フジパン株・山崎製パン株名古屋工場)」

◆ 附属資料第15「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(県対コンビニ8社)」

3 主食等の備蓄

(1) 乾パン、米飯缶詰、フリーズドライを始めとして、食料備蓄が進められつつあるが、今後も実情に即しつつ、一層拡充強化に努める必要がある。

(2) 広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に 対処するため、家庭において3日分程度の食料を備蓄しておくとともに、市町村等においても食料を備蓄しておくことが必要である。

◆ 附属資料第8-1「必需物資の備蓄」

4 炊き出しその他のによる食品の給与

市町村は、概ね次のとおり食品を供給する。

(1) 热源の使用不可能時には、調理が不要な食品(及び飲料水)を供給する。

ア 第1段階 乾パン、ビスケットなど

イ 第2段階 パン、おにぎり、弁当など

(2) 热源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、包装米飯等の食品を供給する。

(3) 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。

(4) 緊故者先等へ避難する被災者も炊き出し等の対象となる。なお、この場合現物をもって支給する。

5 米穀の原料調達

(1) 市町村は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料(玄米)調達にあたっては、「愛知県応急米穀取扱要領」に基づき実施する。

(2) 市町村は、米穀届出事業者等から米穀の原料(玄米)調達が困難な場合は、県、東海農政局と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」及び「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の取扱要領」により調達を図る。

(3) 市町村長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、東海農政局に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。

震法第31条の規定による。

(2) 指定公共機関等が県に協力した場合の経費の負担については、各計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互に協議して定めるものとする。

第2節 自衛隊の地震防災派遣

1 県警戒本部長における措置

(1) 自衛隊の派遣要請

県警戒本部長は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため自衛隊の支援が必要と認めるときは、国警戒本部長に対して、次の事項を明らかにして、自衛隊の地震防災派遣を要請するものとする。

ア 派遣を要請する事由

イ 派遣を要請する期間

ウ 派遣を希望する区域

エ その他参考となるべき事項

(2) 関係部隊等との連絡調整

県警戒本部長は、国警戒本部長からの要請により自衛隊の地震防災派遣が実施される場合には、支援活動の細部に關し、関係部隊等と連絡調整するものとする。

2 経費負担

地震防災派遣が実施された場合の部隊の受入れ及び経費の負担区分については、第4編第7章第5節「災害派遣部隊の受入れ」及び第6節「災害派遣に伴う経費の負担区分」に準ずるものとする。

給食施設における災害時食支援体制に係るアンケート

施設名（氏名）

所在地

連絡先（TEL）（担当部所名）

担当者名（）

1 施設について該当する番号に○をつけてください。

- | | | |
|--------------|-------------|--------------|
| 1. 学校 | 2. 公立病院 | 3. 民間病院 |
| 4. 介護老人保健施設 | 5. 公立老人福祉施設 | 6. 民間老人福祉施設 |
| 7. 公立社会福祉施設 | 8. 民間社会福祉施設 | 9. 公立児童福祉施設 |
| 10. 民間児童福祉施設 | 11. 事業所 | 12. 一般給食センター |

2 運営形態について該当する番号に○をつけてください。

1. 直営 2. 委託

3 栄養士・管理栄養士、調理師等数をご記入ください。

管理栄養士	常勤	人
	非常勤	人
栄養士	常勤	人
	非常勤	人
調理師等	常勤	人
	非常勤	人

4 給食施設の規模等について該当する番号に○をつけてください。

- | |
|---------------------------|
| 1. 1回 300 食以上又は1日 750 食以上 |
| 2. 1回 100 食以上又は1日 250 食以上 |
| 3. 1回 50 食以上又は1日 100 食以上 |

5 災害時における地域との連携について該当する番号に○をつけてください。

(1) 貴施設の所在地の市町村と災害時における協力体制について提携されていることがありますか。

1. 有 2. 無

(2) 5(1)で有と回答した施設のみがご記入ください。

(協力体制について具体的にご記入ください。)

(3) 5(2)で無と回答された施設で、今後災害時にご協力いただける場合、どのような項目にご協力いただけますか。該当する番号に○をつけてください。

- 1. 炊き出し用としての給食施設の提供
- 2. 炊き出し用としての給食用調理器具の貸し出し
- 3. 炊き出し施設への給食従事者の派遣
- 4. 栄養士・管理栄養士の派遣
- 5. その他

〔具体的にご協力いただける内容を御記入ください。〕

6 貴施設が災害時の支援施設として御協力いただける期間はどれくらいですか。該当する番号に○をつけてください。

- 1. 1日～2日
- 2. 3日～4日
- 3. 1週間以内
- 4. 2～3週間
- 5. 期間は限定しない。

ご協力ありがとうございました。

給食施設における備蓄食糧確保等状況に係るアンケート

施設名（氏名）

所在地

連絡先（TEL）（担当部所名）

担当者名（）

- 1 運営形態について該当する番号に○をつけてください。

1. 直営 2. 委託

- 2 災害時における給食提供に関するマニュアルがありますか。該当する番号に○をつけてください。

1. ある 2. ない

ある場合はマニュアル名（）

- 3 災害時において給食を提供するために必要な水・食器・熱源等が施設内に備蓄されていますか。該当する番号に○をつけてください。

1. 備蓄している
2. 施設外備蓄をしている
3. していない

- 4 3で「1. 備蓄している」と回答された施設にお聞きします。
何をどのような方法で備蓄しているのか具体的にお答えください。

種類	備蓄方法
水	
食器	
熱源	

- 5 ライフライン（電気、ガス、水道等）遮断時の供給先を確保しているか、具体的にお答えください。

種類	供給先
電気	
ガス	
水道等	

- 6 災害時等における備蓄食品として確保している食品名についてお答えください。

備蓄食品名	備蓄量	
	人分	日分

- 7 施設外備蓄している場合について、下記の事項をお答えください。

保管場所	
納入方法	
納入ルート	

- 8 外部者、系列施設及び所属団体等と災害支援に関する取り決めがありますか。該当する番号に○をつけてください。

1. ある 2. ない

- 9 8であると回答した場合のみお答えください。

取り決め先：()
支援内容（食材、人材）：()

ご協力ありがとうございました。

災害時栄養・食支援体制に係るアンケート

施設名（氏名）

所在地

連絡先（TEL）

（担当部所名）

担当者名（　　）

栄養士・管理栄養士の方による巡回指導等の協力について御回答ください。

1 巡回指導等に協力していただけますか。該当する番号に○をつけてください。

1. はい 2. いいえ

2 1でご協力いただけたと回答された方のみお答えください。

(1) 協力できる期間は、どれくらいですか。該当する番号に○をつけてください。

1. 1～2日 2. 3～4日 3. 1週間以内
4. 2～3週間 5. 期間は限定しない。

(2) 巡回地域については、どうですか。該当する番号に○をつけてください。

1. 居住地または在勤地 2. 居住地にある保健所管内

(3) ご協力いただける項目は、どのような項目ですか。該当する番号に○をつけてください。

1. 実態把握 2. 炊き出し 3. アンケート調査
4. その他（具体的に）

3 ご協力いただけないと回答された方は、理由をご記入ください。

（具体的に）

4 災害時の緊急連絡先一覧表作成のご協力について該当する番号に○をつけてください。

1. はい 2. いいえ

ご協力ありがとうございました。

栄養指導班設置要領(案)

1 目的

災害による長期避難生活により、適切な健康及び栄養状態を維持できない被災者に対し、適切な食生活の確保のための調整及び避難生活における食生活に関する相談を行う。

2 実施主体

愛知県

3 栄養指導班の設置

食事・栄養面での支援が必要な被災者が多数いる市町村を所管している保健所において、健康福祉部における健康危機管理手引書における栄養指導対策を実施する上で必要な場合は、当該保健所に栄養指導班を設置する。

また、栄養指導班を設置した際は、健康対策課へ報告するとともに、栄養指導班員の調整を要請する。

- (1) 炊き出しの栄養指導管理
- (2) 巡回栄養相談の実施
- (3) 食生活相談者への相談・指導の実施

4 栄養指導班員

当該保健所の栄養指導員を班長とし、必要に応じて、班員として他の保健所栄養指導員等へ派遣要請を行うが、その調整は健康対策課が行う。

5 実施内容

被災市町村と連携を図りながら各避難所を巡回し、長期間の避難生活により適切な食生活が行われない状況にある被災者に対し、食料の確保のための調整及び食生活相談等を行う。

- (1) 適正な食生活を維持するための食料確保の調整

避難所巡回を行い、提供されている食事内容のバランスが適当であるか確認し、必要に応じて、食事バランスが図られるための調整を行う。

- (2) 食生活相談

ア 対象者

(ア) 被災者健康相談から栄養管理が必要であるとスクリーニングされた被災者

(イ) 栄養相談を希望する被災者

(ウ) 医師、保健師等が栄養管理が必要であると認めた被災者

イ 相談記録

別紙様式により個別相談票を作成し、その個人情報は適切に管理する。

6 報告

栄養指導班長は活動内容を次の項目によりまとめ、健康対策課に報告する。

- (1) 栄養指導班員氏名及び所属
- (2) 活動期間
- (3) 活動内容
- (4) 食生活相談対象者数（実及び延べ）
- (5) 食生活相談内容
- (6) 活動時の反省及び課題
- (7) その他

被災地域状況確認票

保健所名	記録日	月 日	記録者名
被害状況	死者数 人 負傷者数 人 その他 (住民の様子・家屋状況・がけ崩れ等) :		
住民の避難場所	避難所 場所: , 人 状況: (・乳児 ・幼児 ・高齢者 ・障害者 ・栄養管理必要者)		
交通	遮断道路 : その他 :		
ライフライン	電話: 可 ・ 不可 → 場所 電気: 可 ・ 不可 → 場所 水道: 可 ・ 不可 → 場所 ガス: 可 ・ 不可 → 場所		
医療機関	稼動している 医療機関 : 救護所 :		
援助チーム	入っている援助チーム : 役割 :		
福祉関係			
ボランティア	約 人 内容 : 種類 :		
保健活動	稼働状況 : 責任者氏名 :		
不足している医薬品・物品		必要な物品	
情報伝達	住民への情報伝達方法 :		
優先すべき健康課題			
印象その他			
申し送り事項			

栄養指導員等派遣要請書

様式（ファクシミリ用）

要請日	平成 年 月 日() 時 分		
要請組織名			
担当者職・氏名			
連絡先	住所：		
	電話番号：		
	ファクシミリ番号：		
	電子メールアドレス：		
要 請 内 容			
要請番号			
派遣番号			
派遣場所経緯経度			
要請項目	人数	主な業務内容	
要請備考			

派遣栄養指導員等報告書

(定時・臨時)

報告日時	平成 年 月 日 () 時 分		
報告者 職・氏名			
活動状況	平成 年 月 日 () 分		
業務項目	内 容	課題等	
活動時間	時 分 ~ 時 分		
従事人数	人		
その他			
特記事項			

栄養指導記録票

平成 年 月 日 () 担当者 ()

避難場所					
症状	1 腹痛	2 下痢	3 発熱	4 その他 ()	5 なし
相談項目	1 母子：離乳食 乳幼児 母性				
	2 生活習慣病：高血圧 糖尿病 その他 ()				
	3 その他の疾病：かぜ アレルギー その他 ()				
	4 その他：高齢者 便秘 下痢 その他 ()				
相談内容					
調理器具	電気炊飯器 カセットコンロ 電気ポット トースター 電子レンジ その他 水 ガス	数量	設置期間	炊き出しの状況	
				1 ある	2 ない
				・頻度：毎日 週 回 不規則	
				・調理場所：避難場所で作る	
				配送される	
				施設・団体名	
				・主なメニュー：	
避難所の状況・問題点等の特記事項					
今後希望するもの					

栄養指導実施報告書

平成 年 月 日 ()		担当者 ()										避難所の 状況・問題点等の 特記事項	
避難所名 (担当者)	相談 延 人数	相談内容											
		母子		生活習慣病			疾患			その他			
離乳食 ・ 幼児食	母性	高 血 压	糖 尿 病	その 他	か ぜ	慢 性 疾 患	その 他	高 齢 者	便 秘	下 痢	その 他		
避難所名 (担当者)													
避難所名 (担当者)													
避難所名 (担当者)													
避難所名 (担当者)													
計													

特殊栄養食品、栄養補助食品等要請書

避難所名 () 担当者名 ()

補助食品名	内 容	要求数
ベビーフード（おかゆ）		
ベビーフード（魚）		
ベビーフード（野菜）		
ベビーフード（肉）		
ベビーフード（　　）		
ベビーフード（　　）		
野菜ポタージュ		
野菜粉末ふりかけ		
エネルギー補充食品		
糖尿病者用	ビタミン添加食品・ミネラル添加食品・低カロリー食品	
高血圧者用	減塩食品・ビタミン添加食品・ミネラル添加食品	
腎臓病者用	減塩食品・ビタミン添加食品・ミネラル添加食品 低たんぱく質食品	
心臓病者用	減塩食品・ビタミン添加食品・ミネラル添加食品	
肝臓病者用	ビタミン添加食品・ミネラル添加食品	
消化器系の弱い人用	濃厚流動食・エネルギー補充食品・ビタミン添加食品 ・ミネラル添加食品	
アレルギー者用		
高齢者用	濃厚流動食・おかゆ・野菜ポタージュ	

※ 災害対策本部に避難所管理者を通じて必要なものを要求する。

食生活状況調査記録票

平成 年 月 日 () 担当者 ()

避難場所				
性別 男・女	摂食状況	1 食欲あり	2 少し低下	3 食べられない
	身体状況	1 下痢あり	2 便秘あり	3 腹痛あり
年齢	食事内容	1 家庭一般食	2 市販弁当等	3 炊き出し提供食
	その他 気づいたこと			
性別 男・女	摂食状況	1 食欲あり	2 少し低下	3 食べられない
	身体状況	1 下痢あり	2 便秘あり	3 腹痛あり
年齢	食事内容	1 家庭一般食	2 市販弁当等	3 炊き出し提供食
	その他 気づいたこと			
性別 男・女	摂食状況	1 食欲あり	2 少し低下	3 食べられない
	身体状況	1 下痢あり	2 便秘あり	3 腹痛あり
年齢	食事内容	1 家庭一般食	2 市販弁当等	3 炊き出し提供食
	その他 気づいたこと			
性別 男・女	摂食状況	1 食欲あり	2 少し低下	3 食べられない
	身体状況	1 下痢あり	2 便秘あり	3 腹痛あり
年齢	食事内容	1 家庭一般食	2 市販弁当等	3 炊き出し提供食
	その他 気づいたこと			

食生活状況調査実施報告書

平成 年 月 日 () 担当者 ()

避難所名 (担当者)	調査 延 人数	調査内容												その他 気づいた こと
		摂食状況			身体状況				食事内容					
		1 食欲 あり	2 少し 低下	3 食べ られ ない	1 下痢 あり	2 便秘 あり	3 腹痛 あり	4 その 他	1 家庭 一般食	2 市販 弁当等	3 炊き 出し 提供 食	4 その 他		
避難所名 (担当者)														
避難所名 (担当者)														
避難所名 (担当者)														
避難所名 (担当者)														
避難所名 (担当者)														
計														

給食施設応援要請連絡票-1

被災施設から応援施設協議会への要請依頼書

緊急

FAX送信連絡票

送信先	A 圏域特定給食施設連絡協議会長・事務局長様 FAX・No.												
用件	件名 支援食の要請について 当施設が今般の災害により、給食施設の使用ができなくなったので、支援要請をいたしますので、よろしくお願ひします。 被災の状況 _____ 回復の予定 _____ 支援食内容 <table border="1"><tr><td>全粥食</td><td>人分</td></tr><tr><td>高血圧食</td><td>人分</td></tr><tr><td rowspan="2">腎臓食</td><td>A 低たんぱく(40g)食 人分</td></tr><tr><td>B 高たんぱく(50g)食 人分</td></tr><tr><td rowspan="2">肺臓食</td><td>A 1,500kcal 人分</td></tr><tr><td>B 1,800kcal 人分</td></tr><tr><td>心臓食</td><td>人分</td></tr></table> その他連絡事項 _____ _____	全粥食	人分	高血圧食	人分	腎臓食	A 低たんぱく(40g)食 人分	B 高たんぱく(50g)食 人分	肺臓食	A 1,500kcal 人分	B 1,800kcal 人分	心臓食	人分
	全粥食	人分											
	高血圧食	人分											
	腎臓食	A 低たんぱく(40g)食 人分											
		B 高たんぱく(50g)食 人分											
	肺臓食	A 1,500kcal 人分											
		B 1,800kcal 人分											
心臓食	人分												
B病院 院長	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>												
担当者 栄養管理課 課長	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>												
発信元	送信日 年 月 日 時 〒 _____ 住所 _____ TEL - - - 内線 _____ FAX - - -												

給食施設応援要請連絡票-2

病院から支援対応施設あて確認票

支援要請食数及び支援食確認連絡票(送信・返信)

		施設名 B病院 担当者 栄養管理課長 ○ ○ ○ ○ <u>TEL</u> - - 内線 <u>FAX</u> - -
下記について 月 日 (曜日) 昼食・夕食から支援をお願いします。		
F 病院 様		支援確認しました 支援食 月 日 昼食・夕食より開始します。 <u>担当者</u> <u>連絡事項</u>
全粥のみ	食 食	
合 計		
G 病院 様		支援確認しました 支援食 月 日 昼食・夕食より開始します。 <u>担当者</u> <u>連絡事項</u>
全粥のみ	食 食	
合 計		
H 老人福祉センター 様		支援確認しました 支援食 月 日 昼食・夕食より開始します。 <u>担当者</u> <u>連絡事項</u>
全粥のみ	食 食	
合 計		
I 老人保健施設 様		支援確認しました 支援食 月 日 昼食・夕食より開始します。 <u>担当者</u> <u>連絡事項</u>
全粥のみ	食 食	
合 計		
J 病院 様		支援確認しました 支援食 月 日 昼食・夕食より開始します。 <u>担当者</u> <u>連絡事項</u>
全粥のみ	食 食	
合 計		

搬送時間 A圏域給食施設相互支援マニュアルどおり実施のこと

搬送方法 搬送時間にB病院から搬送車で取りに行く。 送付日 年 月 日 時

給食施設応援要請連絡票-3

支援対応施設から連絡票

FAX送信連絡票

送信先	A 圏域特定給食施設連絡協議会長・事務局長様 <u>FAX・No.</u>		
用 件	件名 <u>支援食の体制について</u>		
	当施設において、支援食の体制が整いましたので報告します。		
	全粥食	人分	
	高血圧食	人分	
	腎臓食	A 低たんぱく(40g)食	人分
		B 高たんぱく(50g)食	人分
	膀胱食	A 1,500kcal	人分
B 1,800kcal		人分	
心臓食	人分		
開始日時	年 月 日	時 (朝食・昼食・夕食) から	
<u>その他連絡事項</u>			
発信元	B病院 院長	○ ○ ○ ○	
	担当者 栄養管理課 課長	○ ○ ○ ○	
	送信日	年 月 日	時
	〒	-	
	住 所		
	TEL	- - -	内線
FAX	- - -		

食生活状況調査票

〈問1〉 震災前とくらべて最近1か月間（震災後）、次の食品（食材や調理加工食品）の入手状況についてお聞きします。

それぞれの食品について、「1」～「3」の一つに○をつけてください。

		1 し や す く な つ た	2 か わ ら な い	3 し にく くな つ た
食 材 料	1) 米	1	2	3
	2) パン・めん	1	2	3
	3) 肉	1	2	3
	4) 魚介類	1	2	3
	5) 卵	1	2	3
	6) 豆・大豆製品	1	2	3
	7) 牛乳・乳製品	1	2	3
	8) 野菜（自家製含む）	1	2	3
	9) 果物	1	2	3
調 理 加 工 食 品	10) 市販等の弁当	1	2	3
	11) 調理パン	1	2	3
	12) 惣菜	1	2	3
	13) レトルト食品	1	2	3
	14) インスタント食品（めん類）	1	2	3
	15) インスタント食品（その他）	1	2	3
	16) 缶詰	1	2	3
	17) 冷凍食品	1	2	3
	18) 菓子	1	2	3

〈問2〉 最近1か月間（震災後）と震災前1か月において、どこから食品を入手していますか（いましたか）。次の「1」～「9」のうち、主なもの2つに○をつけてください。

最近（震災後）	震災前
1.個人商店 2.スーパー・マーケット 3.コンビニエンスストア	1.個人商店 2.スーパー・マーケット 3.コンビニエンスストア
4.市場 5.移動販売車 6.宅配 7.自給	4.市場 5.移動販売車 6.宅配 7.自給
8.もらいもの 9.支給品	8.もらいもの 9.支給品

— 44 —
 〈問3〉 最近1か月間（震災後）と震災前1か月において、どのような調理器具を使って料理をしていますか（いましたか）。次の「1」～「10」のうち、あてはまるものすべてに○をつけてください。

最近（震災後）	震災前
1. ガスこんろ（1口） 2. ガステーブル（2口以上） 3. 電子レンジ 4. オーブンヒーター 5. 石油ストーブ 6. 炊飯器 7. 電気ポット 8. 電磁調理器 9. ホットプレート 10. 電気魚焼き器	1. ガスこんろ（1口） 2. ガステーブル（2口以上） 3. 電子レンジ 4. オーブンヒーター 5. 石油ストーブ 6. 炊飯器 7. 電気ポット 8. 電磁調理器 9. ホットプレート 10. 電気魚焼き器

〈問4〉 最近1か月間と震災直後・震災前において、次の食品をどれくらいの頻度で食べていますか（いましたか）。

それぞれの食品について、「1」～「4」の一つに○をつけてください。

	最近（震災後）				震災直後 (避難所、テント等)				震災前			
	1 ほぼ毎日 3～5回	2 週に1～2回	3 週に1回未満	4	1 ほぼ毎日 3～5回	2 週に1～2回	3 週に1回未満	4	1 ほぼ毎日 3～5回	2 週に1～2回	3 週に1～2回	4 週に1回未満
1) ご飯	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
2) パン・めん	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
3) 肉	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
4) 魚介類	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
5) 卵	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
6) 豆・大豆製品	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
7) 牛乳・乳製品	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
8) 野菜	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
9) 果物	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
10) 市販等の弁当	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
11) 調理パン	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
12) 惣菜	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
13) レトルト食品	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
14) インスタント食品（めん類）	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
15) インスタント食品（その他）	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
16) 缶詰	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
17) 冷凍食品	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
18) ビタミン・ミネラル等の補給剤（錠剤、カプセル、ドリンク等）	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4

19) 菓子	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- 45 -

〈問5-1〉 震災後に「栄養や食生活で気をつけること」等について情報提供を受けましたか。

1. はい  2. いいえ

※ 〈問5-2〉 「1. はい」の場合、それはどのような形で伝えられましたか。次のうち、あてはまるものすべてに○をつけてください。その他の場合は具体的にご記入ください。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1. 広報（チラシ、パンフレット） | 2. 有線放送・ラジオ・テレビ |
| 3. 自治体職員から直接 | 4. その他（ ） |

〈問6-1〉 震災後の1か月間、一番長く食事の場となっていた所を次の中から選択し、一つに○をつけてください。その他の場合は具体的にご記入ください。

- | | | | |
|--------|-----------|-------|-----------|
| 1. 避難所 | 2. 親戚・友人宅 | 3. 自宅 | 4. その他（ ） |
|--------|-----------|-------|-----------|

〈問6-2〉 その時、食生活で困っていたことはありますか。

1. はい 2. いいえ

※ 「1. はい」の場合は、具体的にご記入ください。

記入例：野菜がたりなかった。

〈問6-3〉 その時、食生活で工夫していたことはありますか。

1. はい 2. いいえ

※ 「1. はい」の場合は、具体的にご記入ください。

記入例：野菜ジュースを買って飲んでいた。

〈問7-1〉 現在のあなたの食生活で困っていることはありますか。

1. はい 2. いいえ

※ 「1. はい」の場合は、具体的にご記入ください。

記入例：以前に比べて、食材が手に入りにくくなった。

〈問7-2〉 現在のあなたの食生活で工夫していることはありますか。

1. はい 2. いいえ

※ 「1. はい」の場合は、具体的にご記入ください。

記入例：薄味をこころがけている。

〈問8〉 被災直後から現在において、あなたの食生活でお困りのこと、また、

セルノナエツク表(相良施設)

		セルフチェック項目	チェック	チェックがつかない場合に取り組むこと
1 危機管理体制の整備(施設内)	I 災害時対応マニュアルの整備	① 災害時における給食提供に関するマニュアルがある (マニュアル名: _____) (作成・更新年月日: _____ 保管場所: _____)		・マニュアルの必要性を理解し、施設内で検討する ・施設全体の災害対応マニュアルがある場合は、給食に関する内容の掲載を提案し、関係者と協議する
		② マニュアルには下記の内容が網羅されている ・連絡・指示体制 ・給食提供を続ける上で必要な食料、水、食器、熱源及び人員の確保に関するこ (備蓄食品等を含む) ・外部との連絡体制に関するこ ・初期対応に関するこ(発災直後の行動、状況確認項目、連絡体制等) ・衛生管理に関するこ		・内容の妥当性、実現性についてシミュレーションを加えながら再度検討する
		③ マニュアルについて検討する場がある (マニュアル内容を検討する会議等名 _____ 年 _____ 回 開催) ⇒(会議の構成員: _____)		・施設全体の対応を検討する場や給食運営委員会等を活用して、マニュアルの内容を施設全体で共有し、内容の妥当性について検討できるようにする
		④ マニュアルの内容について給食関係者を始め、施設全体で共有している		
II 体制強化		① 給食関係者間で訓練や研修を行っている		・訓練・研修を実施し、内容の検討及び情報の共有を行う
		② 施設全体において、日常的・計画的に訓練や研修を行っている		・施設全体の訓練等を活用し、機能的なマニュアルとなるよう検討する
		③ マニュアルに基づき、地域や外部関係者も参加した訓練や研修を行っている		
2 備蓄等災害時食料の確保	I 備蓄の整備	① 災害時に給食を提供するために必要な食料、水、食器、熱源等が施設内に備蓄されている		・災害時に利用することを想定し、必要な備蓄品の種類、量、保管方法等を検討するともに、計画的に整備する
		② 備蓄の必要量(人数、日数等)や種類について検討している (人数: _____ 人分、 日数: _____ 日分) (備蓄品:食料・水・食器・熱源(ガスコンロ等)・その他(_____))		
		③ 備蓄品を適切な場所に保管している ※適切な場所:災害時に取り出しやすく、分散保管できるところ		
		④ 施設外備蓄を行っている場合は、災害時の納入方法、ルートを確保している (保管場所: _____) (納入方法: _____) (納入ルート: _____)		・施設の備蓄だけでは対応できない場合もあることから、施設外の備蓄品も確保しておく ・災害時には道路の遮断、車両不通の場合もあることから、保管場所、納入方法やルートを綿密に取り決めておく
		① 備蓄食品等を活用した非常時用献立を作成している ② 備蓄食品利用計画を作成している(平常時の給食への利用等) ③ 備蓄品の受払簿を整備している ④ 備蓄品の利用について施設内で共有している		・火や水が使えない場合を想定した献立を作成しておく ・備蓄食品等を廃棄することがないよう、利用計画を立てておくとともに、受払簿等を作成して管理しておく ・栄養士や調理師が出勤できない場合もあるため、誰でも使えるようにしておく
3 外部との連携体制の明確化	I 地域の灾害対策体制の把握	① 市町村の災害対策本部の設置状況を把握している(食料、物資、水等の支援要請先) (担当部署名: _____ TEL _____)		・災害時に対応困難な事象が発生した場合の相談先等を明確にしておく
		② 行政の主管課を把握している(災害対応の相談先) (担当部署名: _____ TEL _____)		
		③ 保健所の担当課(者)を把握している(災害対応の相談先) (担当課(者)名: _____ TEL _____)		
		④ ライフライン(電気、ガス、水道等)遮断時の連絡先を把握している (電気供給先: _____ TEL _____) (ガス供給先: _____ TEL _____) (水供給先: _____ TEL _____)		・状況把握や復旧の見通し等を把握するため、連絡先や相手方の災害時の体制を把握しておく
II 相互支援体制等の		① 外部業者、系列施設及び所属団体等と災害支援に関する取り決めがある (取り決め先: _____ TEL _____)		・自施設のみでは対応困難な事象も発生することから、支援体制を強化しておく
		② ①の取り決め先と支援内容(食材、人員等)が明確になっている (支援内容: _____)		

セルフチェック項目

チェック

チェックがつかない場合に
取り組むこと

I 市 町 村 防 災 計 画 における 栄 養 指 導 体 制 の整 備	① 自市町村防災計画内容を把握している (防災計画 担当課名) (防災計画内容を協議する会議名 年 回 開催) ⇒(会議の構成者:) ② 防災計画における所属課の役割を把握している ③ 防災計画に栄養・食生活支援の内容が記載されている ④ ③の栄養・食生活支援内容において栄養・食生活支援担当者(市町村栄養士等)の具体的な役割が決められている (役割の内容) · · · · ·	・自市町村防災計画の内容や協議の場を確認する ・決められていない場合、所属課内等で栄養・食生活支援の内容や担当者の役割を協議する																					
II 連 携 化 体 制 の整 備	① 課内で災害時の役割分担を共有している ② 他課の栄養・食生活支援関係者(他課所属栄養士等)と災害時の役割分担を共有している ③ 災害時、栄養・食生活支援の必要な人がスムーズに栄養士等担当者へつながる体制があり、関係者(保健師等)と共有している	・課内及び他課関係者で役割分担を共有する機会をつくる ・連携体制を検討し、日常的に関係者と災害時の対応に関して話し合う																					
I 市 町 村 偏 蓄 状 況 の確 認	① 市町村防災計画における食料・水供給方法、供給先、輸送方法を確認している ② 災害時用食料・水の量、保管場所、種類を確認している	・防災担当課に確認し、把握する																					
II 協 定 確 認	① 食料についての協定内容を把握している	・通常業務や広報等を活用して普及啓発を行う																					
III 普 及 啓 発	① 家庭内で食品等を備蓄する必要性を住民に普及啓発している(3日分程度)	・備蓄に関する検討を関係機関と行う																					
IV 連 携	① 防災担当課等と連携し、災害時に不足しがちな食料や要援護者用の食料の備蓄の種類・量について検討している	・炊き出しの内容を防災担当課等に確認し、適正な炊き出しが行われるよう、関係機関・団体と検討する																					
3 炊 き 出 し 体 制 の整 備	① 防災計画における炊き出し内容(場所、熱源、調理器具、食器の確保など)を確認している ② 炊き出し用の献立例がある(1週間程度) ③ 炊き出しを実施するための人材育成、研修をしている	・炊き出しの内容を防災担当課等に確認し、適正な炊き出しが行われるよう、関係機関・団体と検討する																					
II 連 携	① 防災担当課及び公立給食施設(学校、保育所他)と連携し、炊き出し体制が整備されている	・災害時に食事に関する対応が必要となる者について、通常業務・既存台帳の活用から対象者を把握する方法を関係者と共有する																					
I 要 援 護 者 の 把 握	① 災害時に食事の対応が必要となる対象者を把握する方法を関係者(保健師等)と共有している (例) <table border="1"><thead><tr><th>対象者</th><th>利用できる台帳</th><th>担当課</th></tr></thead><tbody><tr><td>妊産婦</td><td>母子手帳交付台帳</td><td>母子保健担当課</td></tr><tr><td>乳幼児</td><td>乳幼児台帳</td><td>母子保健担当課</td></tr><tr><td>高齢者</td><td>介護保険関連台帳、各種保健事業対象者名簿等</td><td>地域包括支援センター</td></tr><tr><td>慢性疾患患者</td><td></td><td>老人保健担当課</td></tr><tr><td>食物アレルギー</td><td>保育所、学校等</td><td>保育所、学校把握台帳</td></tr><tr><td>障害者</td><td>手帳交付台帳</td><td>福祉担当課</td></tr></tbody></table>	対象者	利用できる台帳	担当課	妊産婦	母子手帳交付台帳	母子保健担当課	乳幼児	乳幼児台帳	母子保健担当課	高齢者	介護保険関連台帳、各種保健事業対象者名簿等	地域包括支援センター	慢性疾患患者		老人保健担当課	食物アレルギー	保育所、学校等	保育所、学校把握台帳	障害者	手帳交付台帳	福祉担当課	・災害時に食事に関する対応が必要となる者について、通常業務・既存台帳の活用から対象者を把握する方法を関係者と共有する
対象者	利用できる台帳	担当課																					
妊産婦	母子手帳交付台帳	母子保健担当課																					
乳幼児	乳幼児台帳	母子保健担当課																					
高齢者	介護保険関連台帳、各種保健事業対象者名簿等	地域包括支援センター																					
慢性疾患患者		老人保健担当課																					
食物アレルギー	保育所、学校等	保育所、学校把握台帳																					
障害者	手帳交付台帳	福祉担当課																					
II 要 援 護 者 用 の 食	① 要援護者に提供できる食品の備蓄内容を把握している ② 要援護者用食品入手できる業者を把握している · · ·	・要援護者のリストから自分の市町村ではどのような備蓄品が必要になるか検討し、業者を把握する																					
III 普 及 啓 発	① 自ら食品を備蓄する必要性を対象者へ普及啓発している	・保健活動や広報等を活用し、備蓄の必要性及び災害時に市町村栄養士等に相談できることを普及啓発する																					
IV 支 援 体 制	① 災害時に栄養や食事の相談が栄養士にできることを対象者へ伝えている ② 災害時に対象者へ必要な栄養・食生活支援をスムーズに行えるよう、日常的に関係者(保健師等)と連携を図っている	・日常的に関係者と災害時の対応に関して話し合い、連携を図る																					
応 応 段 5: の災 に給 確 害お 食 部 對 策	① 災害時の食事提供内容が記載された災害時対応マニュアルがあるか確認している ② 備蓄食品の整備について確認している	・災害時の給食施設における対応について、周知・確認する																					
6 連 災 害 対 策 の整 備	① 関係機関・団体へ災害時栄養・食生活支援に関する情報提供を行っている ② 防災担当課をはじめ、府内関係課及び県地方機関、栄養士会、食生活改善協議会などの関係機関・団体と、会議及び研修会にて災害時栄養・食生活支援体制を検討し、共有している	・災害時の栄養・食生活支援に関する情報を入手し、関係機関・団体と情報を共有する ・研修会や会議を通じ、関係機関による災害時の体制づくりを進める																					

災害時提供献立例

●備蓄食品の組合せ例

・献立例(食品の組合せ例)

	第1日	第2日	第3日
朝食	乾パン 60g 牛乳 1 フルーツゼリー 1 お茶 1	パン缶(※ロールパン) コーンスープ フルーツ缶 お茶	五目飯(パック飯) 1 佃煮 20g お茶 1
昼食	白飯(※おにぎり) 味噌汁缶 さんま蒲焼き缶 水	白飯(パック飯) レトルトカレー ジュース 水	乾うどん 80g (乾燥わかめ入り) フルーツ缶 水
夕食	白飯(※おにぎり) 味噌汁缶 切り干し大根煮缶 お茶	白飯(パック飯) 味噌汁(即席) 五目煮豆缶 水	白飯(パック飯) 味噌汁(即席) ひじき味付煮缶 水

◎主食の1人分は、白飯→200g、パン→90gとする。

◎乳幼児、高齢者には白飯をレトルト粥、ピスケット、コーンフレーク等で対応

◎飲料として、水、お茶は適宜組み合わせる。

◎※印は救援物資等で対応

・必要物品

ストロー、紙コップ、ディspo皿、割り箸、スプーン、ディspo手袋、ポリ袋、缶切り、アルミ箔、ラップ、やかん、アルミ鍋(大)、しゃもじ、ザル(大)、木炭、固体燃料、ライター、マッチ
--

●炊き出し時献立例

	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	第6日	第7日
朝食	おにぎり 味噌汁(わかめ)	ご飯 厚焼き卵 味付海苔 キャベツ	ご飯 鮭の甘塩焼き レタス 胡瓜醤油漬け	ご飯 金平ごぼう 辛子明太子 たくあん漬け	ご飯 ペーコンのソテー ^一 海苔佃煮 味噌汁(えのき)	ご飯 納豆 味付海苔 白菜漬け	ご飯 ボイルウインナー ^一 キャベツ しば漬け
昼食	白飯 ボイルウインナー ^一 レタス・トマト マヨネーズ 味噌汁(玉ねぎ)	ご飯 餅の味噌煮 ほうれん草のお浸し 味噌汁(いんげん・ねぎ)	ご飯 ハンバーグ キヤベツ とろろ昆布汁	牛丼 紅生姜 味噌汁(わかめ)	ご飯 海老のチリソース レタス・ブロッコリー ワンタンスープ	ご飯 イカと野菜炒め 切干大根含め煮 ほうれん草かまぼこ煮	ご飯 ポークケチャップ ツナサラダ 味噌汁(ねぎ・えのき)
夕食	ご飯 レトルトカレー レタス・胡瓜のサラダ 和風ドレッシング 福神漬け	ご飯 豚肉の生姜焼き風 コンソメスープ 白菜漬け	ご飯 麻婆なす 味噌汁(しめじ・ねぎ) ハリハリ漬け	ご飯 厚揚げ煮 いんげんの胡麻和え 味噌汁(里芋)	ご飯 ポークカレー ^一 サラダ 福神漬け	ご飯 鶏甘辛煮 コーンサラダ そうめん汁	ご飯 ブリの照り焼き 筑前煮 味噌汁(玉ねぎ・油揚げ)

◎不足しがちな野菜やたんぱく質等を補充できるように配慮する

◎自衛隊の炊き出しでは焼き物用の調理器具がないため、焼き物料理は避けた献立にする。

● 炊き出し時献立例

予定献立・材料表

参考文献

財団法人 日本公衆衛生協会 平成19年3月

「栄養・食生活支援ガイドラインーその時、保健所管理栄養士は何をするかー」

新潟県福祉保健部 平成18年3月

「新潟県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン」

淡路圏域集団給食施設協議会 平成17年3月

「相互支援実地訓練まとめ」

山形県村山保健所 平成19年3月

「災害時における保健活動マニュアル」

健康危機管理時における栄養・食生活支援体制づくり
のためのマニュアル

平成22年3月発行

編集・発行：愛知県健康福祉部健康担当局健康対策課

〒460-8501

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6271 (ダイヤルイン)